

# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024

虎ノ門有限責任監査法人

## 目次

<u>1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要</u>	1
1-1. 理事長メッセージ	2
1-2. 法人概要	3
<u>2. 経営管理の状況等</u>	5
2-1. 品質管理基盤	6
2-2. 組織・ガバナンス基盤	13
2-3. 人的基盤	14
2-4. IT 基盤	16
2-5. 財務基盤	17
2-6. 国際対応基盤	18

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

## 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

## 1-1. 理事長メッセージ

私たちは、有限責任監査法人制度が法整備された直後の2008年に設立した有限責任監査法人です。

私たちは、設立当初から、透明性高い組織運営を目指すため、無限責任監査法人を経ること無く、設立当初から有限責任監査法人として、日本で4番目の有限責任監査法人となります。

近年、国際的な資本市場において、SDGsなど社会や環境などに対する企業の対応策やそのディスクローズ姿勢が、大変、重要視されております。また、我が国が置かれた状況としても、収益力の改善に向けた取り組みのみならず、賃上げを含む人的投資の姿勢や多様な働き方の推奨など、デフレ脱却に向けた、企業の社会的役割に注目が注がれております。

この様な企業環境の変化に併せて、情報の信頼性が持つ重要性が、ますます高まりをみており、このことは、情報の信頼性担保を存在意義とする監査法人の活動に対しても、社会からの期待が高まっていることと表裏一体です。

私たちは、設立当初から、「御客様からの信頼」「構成員からの信頼」「社会からの信頼」を経営理念とし、全ての局面において、信頼の維持向上を経営の最優先事項として位置づけて活動をしてまいりました。

私たちは、中小監査法人としての特性を活かし、御客様と頻繁で誠実かつオープンなコミュニケーションを踏まえ、御客様の経営環境やニーズを適時適切に把握し、課題に積極的に対応することで、高品質な監査サービスを効率的に提供しております。

また、全ての構成員が、誠実であり続けることを求め、中小監査法人らしい風通しの良い組織作りに努めるとともに、一人一人がプロフェッショナルであることを強く自覚し、能力の研鑽のために努力し続けます。

この様な中小監査法人としての存在意義を十分に發揮し続けるために、私たちは、いたずらに規模拡大を追求すること無く、監査品質及び経営効率を低下させない様に成長することを望んでいます。

今後とも、ステークホルダーの方々からの信頼に応えるべく、日々精進してまいりますので、ますますのご指導ご鞭撻を、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

虎ノ門有限責任監査法人  
理事長 渋佐 寿彦

## 1-2. 法人概要

法人名	虎ノ門有限責任監査法人 (英文名 : Toranomon Audit LLC )																				
所在地	東京都港区虎ノ門 1 丁目 21 番 19 号 東急虎ノ門ビル 2 階																				
設立日	2008 年 9 月 25 日																				
最高経営責任者	理事長 渋佐 寿彦 (公認会計士・税理士)																				
金融庁登録	有限責任監査法人登録 第 4 号 (2008 年 10 月 16 日)																				
資本金	20,000,000 円																				
沿革	<table border="1"> <tr> <td>2008 年 9 月 25 日</td><td>虎ノ門会計公認会計士共同事務所が法人成りし、虎ノ門有限責任監査法人設立</td></tr> <tr> <td>2009 年 1 月 30 日</td><td>上場会社監査事務所部会準登録名簿に登録</td></tr> <tr> <td>2009 年 6 月 22 日</td><td>(株)虎ノ門アプレイザルを完全子会社化</td></tr> <tr> <td>2009 年 12 月 1 日</td><td>主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 13 番 3 号虎ノ門東洋共同ビル 6 階へ移転</td></tr> <tr> <td>2011 年 7 月 1 日</td><td>(株)虎ノ門アプレイザルとの資本関係を解消</td></tr> <tr> <td>2013 年 5 月 1 日</td><td>主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 13 番 3 号虎ノ門東洋共同ビル 8 階へ移転</td></tr> <tr> <td>2014 年 9 月 24 日</td><td>主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 28 号東洋プロパティ虎ノ門ビル (2020 年 10 月 1 日に東洋不動産虎ノ門ビルへ名称変更) 9 階へ移転</td></tr> <tr> <td>2021 年 3 月 1 日</td><td>主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 21 号新虎ノ門実業会館ビル 5 階へ移転</td></tr> <tr> <td>2022 年 4 月 20 日</td><td>上場会社監査事務所登録名簿に登録</td></tr> <tr> <td>2024 年 1 月 9 日</td><td>主たる事務所を現在の所在地へ移転</td></tr> </table>	2008 年 9 月 25 日	虎ノ門会計公認会計士共同事務所が法人成りし、虎ノ門有限責任監査法人設立	2009 年 1 月 30 日	上場会社監査事務所部会準登録名簿に登録	2009 年 6 月 22 日	(株)虎ノ門アプレイザルを完全子会社化	2009 年 12 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 13 番 3 号虎ノ門東洋共同ビル 6 階へ移転	2011 年 7 月 1 日	(株)虎ノ門アプレイザルとの資本関係を解消	2013 年 5 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 13 番 3 号虎ノ門東洋共同ビル 8 階へ移転	2014 年 9 月 24 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 28 号東洋プロパティ虎ノ門ビル (2020 年 10 月 1 日に東洋不動産虎ノ門ビルへ名称変更) 9 階へ移転	2021 年 3 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 21 号新虎ノ門実業会館ビル 5 階へ移転	2022 年 4 月 20 日	上場会社監査事務所登録名簿に登録	2024 年 1 月 9 日	主たる事務所を現在の所在地へ移転
2008 年 9 月 25 日	虎ノ門会計公認会計士共同事務所が法人成りし、虎ノ門有限責任監査法人設立																				
2009 年 1 月 30 日	上場会社監査事務所部会準登録名簿に登録																				
2009 年 6 月 22 日	(株)虎ノ門アプレイザルを完全子会社化																				
2009 年 12 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 13 番 3 号虎ノ門東洋共同ビル 6 階へ移転																				
2011 年 7 月 1 日	(株)虎ノ門アプレイザルとの資本関係を解消																				
2013 年 5 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 13 番 3 号虎ノ門東洋共同ビル 8 階へ移転																				
2014 年 9 月 24 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 28 号東洋プロパティ虎ノ門ビル (2020 年 10 月 1 日に東洋不動産虎ノ門ビルへ名称変更) 9 階へ移転																				
2021 年 3 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 21 号新虎ノ門実業会館ビル 5 階へ移転																				
2022 年 4 月 20 日	上場会社監査事務所登録名簿に登録																				
2024 年 1 月 9 日	主たる事務所を現在の所在地へ移転																				
役職員数	<p>(2025 年 6 月 30 日時点)</p> <p>社員 (公認会計士) 9 名</p> <p>職員 (公認会計士) 18 名</p> <p>（その他の職員） 3 名</p> <p>合計 30 名</p>																				

監査証明業務の 状況	監査種別	被監査会社等の数	
		総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法	6 社	6 社	
② 会社法	3 社	－社	
③ 学校法人	2 社	－社	
④ その他法定	6 社	－社	
⑤ その他任意	17 社	－社	
計	34 社	6 社	

(2025 年 6 月 30 日現在)

なお、『その他法定』の内訳は、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 8 条第 2 項に基づく監査証明業務 5 社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第 2 項第 1 号（同法第 199 条において準用する場合を含む。）に基づく監査証明業務 1 社です。

監査対象会社名 (大会社等に限る)	株式会社廣貫堂 東光電気工事株式会社 株式会社中央経済社ホールディングス 日本パワーファスニング株式会社 BCC 株式会社 細谷火工株式会社
----------------------	---

## 2. 経営管理の状況等

## 2-1.品質管理基盤

## 2-1-1. 風土の醸成並びに職業倫理及び独立性

## 風土の醸成

私たちは、以下の3つの信頼を得ることを経営理念として、活動をしております。

御客様からの信頼	構成員からの信頼	社会からの信頼
御客様からの信頼こそが、私どもの存在意義であると考えております。	構成員からの信頼は、付加価値の高い上質なサービスの基礎となると考えております。	監査法人は社会からの信頼が全ての基本であると考えております。

また、私たちは、経営理念を実現するために構成員の行動規範を定めております。

御客様からの信頼	構成員からの信頼	社会からの信頼
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御客様とのコミュニケーションを全ての基本とし、早く、正確かつ誠実な対応を心がけます。</li> <li>● サービス業であることを強く認識し、ホスピタリティをもって業務にあたります。</li> <li>● 構成員一人一人が、プロフェッショナルであることを強く自覚し、能力の研鑽のために努力し続けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 組織の壁を無くし、相互に信頼しあい、お互いのチャレンジを尊重します。</li> <li>● 自らに対して誠実であり続けることを大切にします。</li> <li>● 会計監査だけでなく、御客様側に立ったサービス業務も経験することにより、双方の業務への相乗効果を発揮します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我々は社会ひいては証券市場に対して、公正、中立であり、品質管理に対して妥協をしません。</li> <li>● パートナーシップ制度を尊重し、法人の非効率な運営は致しません。</li> <li>● 報酬は、適正な価格であることをお約束します。</li> </ul>

この経営理念及び行動規範を全ての構成員に対して配布をしており、また、常日頃よりこれらを強調するメッセージを発信し、定期的に理解度をテストしております。

### 職業倫理

日本公認会計士協会が定める「倫理規則」において、倫理上の基本原則として、誠実性・客觀性・職業的専門家としての能力及び正当な注意・守秘義務・職業的専門家としての行動の5つを定めております。

私たちは、これらを踏まえ、職業倫理に関する方針及び手続きを、「品質管理規程」「インサイダー取引防止規程」等に定め、インサイダー取引の誓約書の入手、職業倫理を踏まえた研修等により対応しております。

### 独立性

公認会計士法は、「監査及び会計に関する職業的専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」（第一条）及び「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならぬ。」（第一条の二）と定めております。

私たちは、これらを踏まえ、独立性に関する方針及び手続きを、「品質管理規程」等に定めております。

また、当法人及び全ての社員・職員を対象に、独立性の規程を遵守していることを確認するために、毎年一定の時期（及び必要と認めた場合）に、「独立性のチェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を確認しております。

加えて、各監査業務において、関与する社員・職員に対して、新規契約締結前又は契約の更新前に、独立性に対する阻害要因の有無を確認しております。

これらにより、独立性に対する阻害要因が確認された場合には、阻害要因に対応した措置を講じ、文書化をすることとしております。

なお、2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）においては、独立性に対する阻害要因は識別されませんでした。

### ローテーション

監査業務において、業務執行社員が被監査会社に対する理解を深めることが、監査の品質管理上、重要であります。

一方で、公認会計法や日本公認会計士協会の定める「倫理規則」では、監査に対する外観的独立性を確保する観点や、ローテーションに起因する、新たな視点での監査業務の実施の観点から、監査品質の向上に資するものとして、ローテーション制度が定められております。

私たちは、これらを踏まえ、ローテーションに関する方針及び手続きを、「品質管理規程」に定めております。

具体的な内容としては、公認会計士法上の大会社等の業務執行社員には 7 年以下の継続関与期間を定め、筆頭業務執行社員は 5 年間、その他の業務執行社員には 2 年間、のインターバルを設けることとしております。

なお、2024 年度（2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日）においては、ローテーション制度への抵触はありませんでした。

#### 報酬依存度

日本公認会計士協会の定める「倫理規則」において、特定の監査業務に対する報酬が、会計事務所等の総収入の一定割合を超える場合には、独立性の阻害要因として識別されることとなります。

私たちが、2024 年 9 月に実施した報酬依存度の検証においては、特定の監査業務に対する割合は、最大のものでも 7.8% であり、報酬依存度に起因して、独立性の阻害要因として識別される監査業務はありませんでした。

#### 2-1-2. 監査契約の新規の締結及び更新

##### 監査契約の新規の締結及び更新

私たちは、監査業務の新規の締結及び更新は、監査品質の維持及び向上に重要な影響を及ぼす局面であると考えております。

私たちは、これを踏まえて、監査契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続を、「品質管理規程」及び「契約審査規程」に定めております。

また、これらの方針及び手続にしたがい、対象会社の事業内容、経営環境及び経営者の誠実性、契約内容、独立性の遵守の状況及び時間的・人的に十分な監査資源が確保されているか等を検討し、契約審査書類として文書化を行っております。

#### 2-1-3. 監査業務の実施

##### 監査業務の実施

私たちは、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的見解の問合せ等に関する方針及び手続を、「品質管理規程」に定めております。

また、必要に応じて、日本公認会計士協会が提供する監査ツールを使用しております。

##### 専門家の業務の利用

私たちは、十分かつ適切な監査証拠を入手する際に、会計又は監査以外の専門分野における専門家の業務を利用することが適切であると判断される場合には、私たちは外部の専門家の業務を利用してあります。

なお、2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）においては、専門家の業務の利用はありませんでした。

#### 専門的な見解の問合せ

私たちは、専門性が高く、断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関する対応として行われる専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を、「品質管理規程」及び「専門的な見解の問合せ規程」に定めております。

また、これらの方針及び手続にしたがい、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討し、その過程を文書化しております。

なお、2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）においては、専門的な見解の問合せはありませんでした。

#### 監査上の判断の相違

私たちは、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と独立審査担当社員との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を、「品質管理規程」に定めております。

また、この方針及び手続にしたがい、監査上の判断の相違が生じた場合に、監査チームは、速やかに監査責任者又は品質管理担当責任者に報告を行い、監査責任者又は品質管理担当責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じております。

なお、2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）においては、監査上の判断の相違はありませんでした。

#### 監査事務所間の引継

私たちは、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査人の交代に関する監査業務の引継の方針及び手続を、「品質管理規程」に定めております。

また、この方針及び手続にしたがい、監査人の交代に関する監査業務の引継において

専門職員を使用する場合には、監査チームが必要な能力、適性及び独立性を保持することを確かめるとともに、十分な時間を確保できていることを確かめ、適切な引継を行っております。

なお、2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）において、監査業務の引継の実施は、3件（後任となる場合）です。

## 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

私たちは、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を、「品質管理規程」及び「監査調書アーカイブ規程」に定めております。

また、これらの方針及び手続にしたがい、監査ファイルは、ごく一部の監査調書を除き、電子媒体での保存を基本としております。

監査ファイルは、原則として監査報告書ごとにまとめ、最終的な整理の完了する期限は、当該業務に含まれる最も遅い監査報告書日から起算して60日以内としております。

## 2-1-4. 品質管理体制

### 品質管理体制

私たちは、「監査に関する品質管理基準」及び「監査事務所における品質管理（品質管理基準報告書第1号）」に基づき、「品質管理規程」を定めております。

私たちは、「品質管理規程」にしたがい、一定水準の監査業務の品質を担保するため、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行までの品質管理システムの整備及び運用を評価し、適切に記録・保存しております。

監査チームは、監査責任者の指示・監督のもと、監査手続を実施し、監査責任者の査閲のうえ、審査担当者による審査を受審し、監査報告書を発行します。この一連のプロセスが機能していることを品質管理責任者が監視し、必要に応じて改善を促します。

### 審査

私たちは、監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を、「品質管理規程」に定めております。

また、この方針及び手続にしたがい、私たちは、一定の監査業務を除き、全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行い、監査計画の策定及びその修正から監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監

査意見を客観的に評価するために、十分な経験と能力を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を行っております。

#### 上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

私たちは、公認会計士法施行規則第87条2号が定める上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制として、監査業務の品質の管理に主として従事する公認会計士を品質管理責任者として選任しております。

また、品質管理責任者については、品質管理業務に従事する時間を四半期ごとに見積り、必要な時間を確保しております。

#### 品質管理システムの監視

私たちは、質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を、「品質管理規程」に定めております。

また、この方針及び手続にしたがい、品質管理責任者は、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、改善を要する事項を検討し、適切な措置を講じております。

加えて、監査責任者は、品質管理担当責任者から伝達された、品質管理のシステムの監視の結果に関する最新の情報及び当該情報で指摘された不備が担当する監査業務に影響を与えることがあるかどうかを考慮しております。

#### 不服と疑義の申立て

私たちは、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を、「品質管理規程」に定めています。

また、この方針及び手続にしたがい、担当責任者は、不服と疑義の申立てがあった場合には、その内容を吟味し、関連する監査チームへの質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、不服と疑義の申立てを調査します。この調査は、調査の対象となった監査業務に従事していない者の管理下で行うこととし、必要に応じて法律専門家や当法人外の適格者又は他の監査事務所を利用します。

なお、2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）においては、不服と疑義の申立てはありませんでした。

#### 外部検査の状況

私たちは、2025年2月19日から2025年2月26日まで日本公認会計士協会の品質管理レビューを受け、2025年4月30日付で「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」を受領しております。

「品質管理レビュー報告書」では、品質管理システムの整備及び運用の状況のいずれにおいても、重要な不備事項のない実施結果が報告されております。

また、公認会計士・監査審査会の検査は受けておりません。

#### 2-1-5. コミュニケーション

##### 監査役等との品質管理システムに関する協議

私たちは、会社計算規則第131条の規定に基づき、「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を作成し、会社法の監査報告書の提出前に、監査対象会社の監査役等に品質管理システムの状況を通知し協議を行っております。

## 2-2. 組織・ガバナンス基盤

### 2-2-1. 当法人のガバナンスの考え方

私たちは、「お客様からの信頼」「構成員からの信頼」「社会からの信頼」を経営理念に掲げて、活動をしております。このように、私たちは、各ステークホルダーからの信頼を確保し向上させていくことが、監査法人としての存在意義であると考えております。

また、各ステークホルダーからの信頼を確保し向上させていくためには、健全かつ透明性ある組織運営が必要と認識しております。

なお、私たちは、社員及び職員 30 名程度の中小規模の監査法人であり、法人内では、顔の見える密接な日々のコミュニケーションを通じて、社員及び職員に対して、経営理念・行動規範を浸透させることを意識しております。

### 2-2-2. 社員会

社員会は、全ての社員により構成され、法令・定款に定められた事項の他、重要事項の意思決定や重要規程の策定・変更を行うため、最低年 4 回開催し、重要な意思決定事項が生じた場合には、隨時、開催を行っております。

### 2-2-3. 常任理事会

社員のうち、代表権を有する者 2 名が常任理事となり、必要な都度、日常的な意思決定や具体的な法人運営に関する意思決定が、機動的に行える体制を確保しております。

### 2-2-4. 監督・評価委員

私たちは、組織的な運営を確保するため、経営機関等の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価を行うことにより、組織的な運営の実効性の発揮を支援するため、監督・評価委員を設置しております。

監督・評価委員は、企業や他の監査法人における組織的な運営の経験、資本市場の参加者としての視点や監査の知見などを有する、独立の外部第三者を選任しております。

## 2-3. 人的基盤

### 2-3-1. 採用

私たちは、監査品質の確保・向上において、監査リソースとなる人材の採用は、その要諦になると考えております。行動規範に定めているとおり、ホスピタリティのある人材やプロフェッショナルであることを自覚している人材の採用は、経営の理念の実現のためにも重要と認識しています。

そのため、私たちは、社員・職員からの紹介による採用活動を基本としており、経営理念や行動規範を理解した法人内のメンバーから、一定の評価を得た者を採用の候補者とするため、業容拡大を志向したやみくもな人員採用は行っておらず、常に組織規模に適したリソースを確保しております。

採用を行う際には、採用予定者から「監査の品質管理に係る誓約書」「インサイダー取引の誓約書」など、各種誓約書の提出を求めるとともに、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（CPD制度）において、必要な単位数を履修していることを確認することで、高度な専門知識と経験、高い倫理観や人格が備わっていることを評価しております。

### 2-3-2. 人材育成

私たちは、変わりゆく社会からの要請に常に応え続け、監査品質の確保・向上を図るために、継続的な人材育成は必須であると考えております。

そのため、人材育成は、法人全体の倫理観の醸成、監査専門要員を中心とする必要知識の習得、不正リスクへの意識向上を目指して、CPD制度において、必須単位取得を最低ラインとしつつ、その上で、監査実務に有用と考える講座の取得も推奨しております。

なお、2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）においては。構成員の100%が、CPD義務達成を果たしております。

### 2-3-3. 人事評価

私たちは、品質管理を重視する組織風土を醸成するためには、公平かつ組織的な運営を行うことが、重要であると認識しております。また、公平かつ組織的な運営を行うためには、客観的な人事評価制度が必要であると考えております。

そのため、毎年、上長が部下の人事面談を行い、人事評価に反映させるとともに、能力・適性・業績を考慮し、昇給・昇格・人材育成に反映しております。また、評価結果のフィードバックに関しても、面談を行っており、密接なコミュニケーションを重視することで、

本人のモチベーションアップを図っております。

## 2-4. IT 基盤

### 2-4-1. 情報セキュリティ・ポリシー

私たちは、監査の現場において入手した情報のセキュリティを確保することは、監査の信頼性を維持するために、極めて重要であると認識しております。

そのため、私たちは、情報セキュリティ・ポリシーとして、「情報セキュリティ基本方針」により、私たちの情報セキュリティの基本方針を定めるとともに、「情報セキュリティ対策基準」において、具体的な対策の内容や水準を定義し、「情報セキュリティ実施手順書」により、構成員の遵守すべき事項を定めております。

また、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ実施手順書」は、全構成員が常に閲覧可能な状態とし周知徹底を図るとともに、定期的に、全構成員から「セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書」の入手を行うことで、情報セキュリティ関連規程の遵守状況をモニタリングしております。

### 2-4-2. IT の利用

私たちは、監査の現場において、適切にITを活用することは、監査の品質の維持・向上及び円滑な監査の実施に寄与するものと考えております。

そのため、上述の情報セキュリティ・ポリシーを遵守しつつ、ITの利用を積極的にサポートしております。

## 2-5. 財務基盤

### 2-5-1. サステナブルな財務基盤の確保

私たちは、私たちが信頼される監査法人であるためには、財務的な持続可能性も必要不可欠と考えております。また、特定の関与先に依存しない財務基盤を確保することも、監査の信頼の維持・向上において必要なものと考えております。

そのため、監査業務件数、売上高、人員数に応じたバランスのある財務基盤の確保に努めております。具体的には、いたずらな規模拡大や数値目標を追求するのではなく、監査リソースの確保と現状の財務基盤を低下させないことを前提として、監査業務を受嘱することとしております。

また、監査業務のリソースに支障をきたさない範囲内で、非監査業務の受嘱も行っており、一定程度、財務基盤の確保に繋がるものと考えております。

その他、有限責任監査法人制度のもと、社員は職責に応じた所定の出資金の拠出を行っており、また、利益が計上された場合には、内部留保に充てるなどの対応により、財務基盤の安定化を図っております。

## 2-6. 国際対応基盤

### 2-6-1. 国際対応についての考え方

私たちは、国際対応が必要な監査業務は、積極的には行わない方針であり、海外取引や海外子会社等に対する監査に関しても、海外子会社等の監査人への依拠が必要となる監査業務は受嘱しておりません。

そのため、現状、私たちが受嘱している監査業務は、海外子会社等の現地へ往査するなど、私たち自身が直接、監査手続を実施することが可能な監査業務に限定しております。

### 2-6-2. グローバルネットワークへの加入状況

現時点では、グローバルネットワークには加入しておりません。また、加入をする予定もありません。

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則／指針		参照
原則 1	<p><b>【監査法人が果たすべき役割】</b></p> <p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	1-1. 理事長メッセージ  2-1-1. 風土の醸成並びに職業倫理及び独立性
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	2-1-1. 風土の醸成並びに職業倫理及び独立性
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	2-1-1. 風土の醸成並びに職業倫理及び独立性  2-3-3. 人事評価
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	1-1. 理事長メッセージ  2-1-1. 風土の醸成並びに職業倫理及び独立性
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応	1-1. 理事長メッセージ

	を講じているか明らかにすべきである。	
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである	グローバルネットワークには加入しておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。

原則／指針	参照
原則 2 【組織体制】 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針 2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	2-2.組織・ガバナンス基盤
指針 2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための	2-1-4.品質管理体制 2-1-5. コミュニケーション 2-2.組織・ガバナンス基盤 2-3-3. 人事評価 2-4.IT 基盤

	<p>人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	
指針 2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>2-2-2. 社員会</p> <p>2-2-3. 常任理事会</p>

原則／指針		参照
原則 3	<p><b>【組織体制】</b></p> <p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	
指針 3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	2-2-4. 監督・評価委員
指針 3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	2-2-4. 監督・評価委員
指針 3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下</p>	2-2-4. 監督・評価委員

	<p>の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	
指針 3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	2-2-4. 監督・評価委員

原則／指針	参照
原則 4 【業務運営】	<p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>
指針 4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>

指針 4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	2-3-3. 人事評価
指針 4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること。</li> </ul>	<p>2-1-1. 風土の醸成並びに職業倫理及び独立性</p> <p>2-1-4. 品質管理体制</p> <p>2-3-3. 人事評価</p>
指針 4-4	<p>監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	2-1-5. コミュニケーション
指針 4-5	<p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	2-1-4. 品質管理体制

原則／指針		参照
原則 5	<p><b>【透明性の確保】</b></p> <p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>	
指針 5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>本報告書において説明しております。</p>
指針 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI: Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>・監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>・経営機関等の構成や役割</li> <li>・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度</li> </ul>	<p>1-1. 理事長メッセージ</p> <p>2-1-1. 風土の醸成並びに職業倫理及び独立性</p> <p>2-2-1. 当法人のガバナンスの考え方</p> <p>2-2-4. 監督・評価委員</p> <p>2-6-1. 国際対応についての考え方</p>

	<p>ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	
指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>グローバルネットワークには加盟しておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っておりません。</p>
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、	1-1. 理事長メッセージ 2-2-4. 監督・評価委員

	その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	本表により、本原則の適用状況を評価しております。
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との意見交換から得る情報は、組織的な運営の改善に有益であると認識しており、活用に関しては、今後の課題として検討してまいります。